

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 阿南東栄線  
 (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|---|-----|-----------|-----------|
| 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先から<br>下伊那郡阿南町新野3723番の146地先まで | 旧   | 5.9~7.8 m | 0.2983 km |
| 同 上   |     | 5.9~7.8   | 0.2983    |
| 下伊那郡阿南町新野3720番の14地先から<br>下伊那郡阿南町新野3723番の146地先まで | 新   | 8.2~30.8  | 0.0680    |

- 6(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 青木東鼎線  
 (3) 道路の区域

| 区 間                                  | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|--------------------------------------|-----|-----------|-----------|
| 飯田市鼎上山2944番地先から<br>飯田市鼎上山2618番の1地先から | 旧   | 4.3~5.9 m | 0.5700 km |
| 同 上                                  | 新   | 16.0~18.6 | 0.5700    |

道路管理課

### 長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県千曲建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 長野上田線  
 3 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|---|-----|------------|-----------|
| 千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から<br>千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで | 旧   | 7.9~30.0 m | 0.1690 km |
| 同 上   | 新   | 12.2~15.0  | 0.1480    |

道路管理課

### 長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県飯田建設事務所長 水間 武 樹

- 1 路線名 151号  
 2 供用を開始する区間  
 下伊那郡下條村2523番の5地先から  
 下伊那郡下條村2518番の2地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成27年12月10日

道路管理課

### 長野県千曲建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

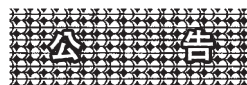
その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県千曲建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 路線名 長野上田線  
 2 供用を開始する区間  
 千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から  
 千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成27年12月11日

道路管理課



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 申請のあった年月日  
 平成27年12月2日  
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人信州自然エネルギー研究会  
 3 代表者の氏名  
 林 宗吉  
 4 主たる事務所の所在地  
 飯田市龍江4299番地イ  
 5 定款に記載された目的

この法人は、太陽光等自然エネルギーを利用した小規模発電事業、過度の化学肥料農業に依存しない地域特質に適した小規模農林業事業等を行い中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グリーンバレー
- 3 代表者の氏名  
高島 勝秀
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市桐林1897番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもからお年よりまでの幅広い年齢層の人々と共に、天竜川河川周辺域や野外体験学習ゾーン等の環境美化・保全・安全に関する活動を行い、もって自然と共生する豊かな地域づくりに貢献していくことを目的とする。

また、この法人は『循環型社会形成推進基本法』や『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』、『特定家庭用機器再商品化法』、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』、『資源の有効な利用の促進に関する法律』の公布を受け、リサイクル品の再生、保管、販売、展示、体験学習、情報提供、リサイクル活動の支援を行い、リサイクル生活文化の振興を通してリサイクルに対する理解と意識の高揚を図ることを目的とする。

さらに、リサイクルに対する社会教育の推進を図り、職業能力の開発を行うと伴に雇用機会の拡充を支援する活動を行い、広く社会公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年12月10日

長野県上小地方事務所長 笹沢 文昭

理事

新任

氏名 住所  
小林 堅次 上田市富士山1687番地

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年12月10日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1 許可番号  
平成27年11月17日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字離山2112-54、字清川2437-1、字岡越2447-1、2447-3、2456（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1  
軽井沢町長 藤 巻 進

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年12月10日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

- 1 許可番号  
平成24年8月31日 長野県上伊那地方事務所指令24上伊地建第15-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
駒ヶ根市経塚629-197、629-286、15693-1、15693-10、15693-11の内、15693-12、15693-13、15693-14、15693-15、15693-16、15693-19、15693-20の内、15693-21の内、15693-22の内、15693-23、15693-24の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
駒ヶ根市赤須町20番1号  
駒ヶ根市長 杉 本 幸 治

都市・まちづくり課